

# 令和5年度 日野町財政健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の概要

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、町長から提出された健全化判断比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを審査した。

## 2 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された、下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率	早期健全化基準	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 実質赤字比率	15.0%	—	—	—
② 連結実質赤字比率	20.0%	—	—	—
③ 実質公債費比率	25.0%	6. 0%	6. 9%	8. 4%
④ 将来負担比率	350.0%	—	—	—

### (2) 個別意見

#### ① 実質赤字比率について

実質收支は黒字であり、良好と認められる。

#### ② 連結実質赤字比率について

連結実質収支は黒字であり、良好と認められる。

#### ③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は8. 4%であり、良好と認められる。

#### ④ 将来負担比率について

基金積立などにより、マイナス数値であり、良好と認められる。

### (3) 今後の留意事項

財政的には健全化判断比率で示されているように安定化はしている。

しかし近年、過疎対策事業債を中心とした起債発行額が増加傾向にあり、今後実質公債費比率が上がることが予想される。また人口減少により、税収及び地方交付税の減少が予測される。起債を借入される際には十分注意され、基金の活用も念頭に置いて事業を進められたい。